

第1章 はじめに

1 計画の背景

(1) 国の動き

国は、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号。以下「推進法」という。）を制定しました。この推進法は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務などを明らかにするとともに、4月23日を「子ども読書の日」とすることなどを定め、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって子どもの健やかな成長に資することを目的としています。

この推進法に基づき、平成14年8月に国は第一次基本計画を策定しました。平成20年3月には第二次基本計画が策定され、この計画期間中において、「図書館法」（昭和25年法律第118号）が一部改正されるとともに、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年文部科学省告示第172号。以下「望ましい基準」という。）が改正されるなど、子どもの読書活動に関連する法制上の整備が進み、さらに国会決議により平成22年を「国民読書年」とすることが定められました。

「平成25年5月に策定された第三次基本計画」では、「国及び都道府県は、本計画期間中に、市にあっては100%、町村にあっては70%以上の地方公共団体において市町村推進計画が策定されるよう促す。」という方針が打ち出されました。

(2) 千葉県の動き

千葉県では、平成15年3月に千葉県子どもの読書活動推進計画（第一次）を策定し、子どもの読書環境の整備などに取り組んでいます。

さらに、平成22年3月には、千葉県子どもの読書活動推進計画（第二次）が策定されました。

第二次計画の基本的な方針として、下記の3点が掲げられました。

- ア 子どもが自主的に読書活動を行うための読書環境の整備・充実
- イ 家庭・地域・学校の連携・協力による子どもが読書に親しむ機会の提供と充実
- ウ 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

県では、これら3点の基本的な方針に基づき、子どもの読書活動を推進してきましたが、平成27年3月に、千葉県子どもの読書活動推進計画（第三次）を策定しました。

この中で基本理念として、『子どもと本をつなぐ・子どもの本でつながる 読書県「ちば」の推進』を掲げ、次の3点の基本方針が示されました。

ア 読書に親しむ機会の充実

子どもが読書の習慣を身に付けるには、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を自覚して、社会全体で子どもの多様で豊かな読書活動を支援することが必要です。そのために、乳幼児期の子どもの読書活動を一層推進するとともに、家庭・学校・図書館・ボランティアなどの関係者がそれぞれの特性を生かしつつ、子どもと本をつなぐネットワーク活動を進めます。

イ 読書環境の整備

子どもが読書の楽しさを知り、読書に親しむために、発達の段階に応じて、本・施設・設備や人的環境の整備・充実に努め、読書好きな子どもをさらに増やします。

また、子どもの読書活動を支える環境には地域間格差が見られることから、県や市町村は地域の実情を十分に勘案したうえで、施策の方向性や取り組みを示し、読書活動推進体制を整備します。

ウ 普及啓発活動の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要です。このため、社会全体で読書活動を推進する気運を高める必要があります。このような観点から、子どもが自主的に読書活動を行えるよう、子ども読書の意義について県民の理解を深め、子どもの読書活動を普及させるため、啓発や広報に努めます。

～千葉県子どもの読書活動推進計画（第三次）より抜粋～

2 上位計画との整合性

本計画は、「推進法」に基づく国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「千葉県子どもの読書活動推進計画（第三次）」の基本理念に則るとともに、「大網白里市第5次総合計画」や「大網白里市生涯学習推進計画」との連携を図りつつ、子どもの読書活動に関する施策を推進するものとして位置づけます。

計画の策定にあたっては「推進法」第9条第2項を根拠とし、千葉県子ども読書活動推進計画（第三次）の内容を基本として、市の実情を踏まえたうえで、子どもの読書活動をより一層推進するための具体的な取り組みを定めることとします。

概要版

千葉県子どもの読書活動推進計画（第三次）

子どもと本をつなぐ・子どもの本でつながる
読書県「ちば」の推進



～読書県「ちば」を目指して～ 子どもの読書活動を推進しましょう！

子どもは読書により、多くのものを身に付け成長します。子どもが本に親しみ、好きになり、読書が習慣になるためには、子どもが本の楽しさを感じ、味わうことのできる環境の充実が必要です。そして、子どもが様々な本に親しみ、成長していくことを目指し、大人は子どもの読書活動を理解し、子どもと本をつなぐために共に考え、共に行動し、機会や環境を作り出すことが肝要です。

この「千葉県子どもの読書活動推進計画（第三次）」は、本県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や具体的な取組を示したものです。

読書が好きなお子どもがさらに増えることを願い、「子どもと本をつなぐ・子どもの本でつながる 読書県『ちば』の推進」を基本理念に掲げ、県民の前さんと共に子どもの読書活動を推進していきます。

千葉県教育委員会

3 子どもの読書活動の意義

「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものである。」と「推進法」第2条で記されています。

また、平成25年（2013年）国立青少年教育振興機構からは、子どもの頃に読書活動が多い成人ほど、「未来志向」や「社会性」、「自己肯定」、「意欲・関心」、「文化的作法・教養」、「市民性」のすべてにおいて、現在の意識・能力が高いとの調査報告もあります。

千葉県の子ども読書活動推進計画（第三次）では、「子どもが様々な本に親しみ、成長していくことを目指し、大人は子どもの読書活動の意義を理解し、本と子どもをつなぐために共に考え、共に行動し、機会や環境をつくり出すことが必要です。」としており、子どもの乳幼児から小学校前期、小学校後期、中学生・高校生と子どもの成長時期において、読書活動の必要性・重要性を記しています。

本計画では、子どもの発達段階において、子どもが本に親しみ、本を読む楽しさ面白さを体感し、読書の幅を広げ、成長していくような機会や環境づくりに取り組んでいくことを目指します。



4 子ども読書活動の状況と課題

子どもが自発的に本を読むという、読書の習慣化・意欲は非常に大切です。地域や学校、家庭において本を読むことで、読書意欲の向上・読書の習慣化につながります。

(1) 家庭・地域の状況

子どもの読書活動は、豊かな感性や思いやりの気持ちを育む基になると言われています。本と子どもをつなぐためには、子どもが本に親しむきっかけづくりや、家庭・地域における子どもの読書環境を整えていくことが重要となります。現在、本市では、親子が本にふれあう機会の提供や読み聞かせが行われています。子どもの読書活動の推進のためには、家庭や地域において子どもと本の出会いの場を豊富にすることが求められています。

(2) 図書館の状況

大網白里町子ども読書活動推進計画（第一次）以降における図書館の運営状況については下記のとおりです。

	平成 16 年度	平成 28 年度	備 考
12 歳以下の利用登録者数	2,757 人 (45.2%)	1,478 人 (30.6%)	
児 童 書 蔵 書 数	37,522 冊	51,662 冊	14,140 冊増
児 童 書 貸 出 冊 数	86,196 冊	67,664 冊	△18,532 冊

※（ ）内は、12歳以下の市内人口に対する利用登録者率

図書館では、児童書蔵書数の増加など読書環境の整備が図られている一方、12歳以下の利用登録者数の減少、及び貸出冊数の減少が見られます。そのため、今後も多くの子どもが図書館を利用し、読書の習慣を身に付ける取り組みが必要となります。

(3) 学校（小・中学校）の状況

本市の子どもを対象とした読書活動についての状況調査として、小学校6年生と中学校3年生を対象とした全国学力・学習状況調査があります。平成29年4月に実施された調査の中で、「読書は好きですか」の質問に対して肯定的な回答をした児童・生徒の割合は下の表のとおりとなります。

	質 問 内 容	小学6年生	中学3年生
全 国	・読書は好きですか。	74.3%	69.9%
千 葉 県	・読書は好きですか。	74.6%	73.6%
大網白里市	・読書は好きですか。	79.5%	79.9%

【平成29年度 全国学力・学習状況調査より】

このことから、本市の小・中学生は千葉県平均・全国平均よりも読書が好きな子どもの割合が高いことが分かります。

また、平成9年度から本市の全小・中学校で実施している「朝の読書」については、平成29年7月に小学校4年生から中学校3年生を対象に実施したアンケートがあります。この調査の中で、読書習慣に係わる調査結果に着目して肯定的な回答をまとめると、下記の表のとおりとなります。

質 問 内 容	小学校全体	中学校全体
・本が好きで読書を楽しんでいる。	88.0%	83.0%
・朝の読書の時間が好きだ。	85.0%	79.0%
・ほぼ毎日読書している。	84.0%	69.0%
・家でも読書している。	69.0%	48.0%

【平成29年度 大網白里市「朝の読書」アンケートより】

「朝の読書」の調査結果における子どもの読書活動の状況は、小学生から中学生へと進級するに従い、読書習慣・読書に対しての意欲について差が出ています。小学校高学年から中学生の段階で、発達段階に応じた読書活動を促す取り組みを進めていくことが課題の一つと考えられます。

また、本市の児童・生徒は、読書に対する関心や意欲が高く「朝の読書」の成果や効果が表れていると捉えることができます。このことから、「朝の読書」習慣に加え、家庭における読書習慣を推進することにより、さらに自主的な読書意欲の向上や習慣化が図れるのではないかと考えられます。今後も、小・中学校における子どもの読書習慣をさらに高めるためにはどうすればよいか創意工夫した取り組みが求められています。

(4) 幼稚園・保育所（園）の状況

幼稚園・保育所（園）では、親子で本に親しむ環境を整えながら読書の楽しさを広げています。現在、幼稚園・保育所（園）で行われている「おはなし会」や「読み聞かせ」は、乳幼児の子どもを取巻く読書環境の充実につながっています。今後も、「園だより・クラスだより」を通して、保護者への絵本の貸し出しや乳幼児期の読書活動の啓発などを図っていくとともに、子どもの読書環境の充実や幼稚園・保育所（園）文庫を整えていくことが必要と考えられます。

(5) 行政の状況

子どもにとって読書活動のきっかけづくりや、魅力的な本や場所の提供をしていくことは、子どもが本を親しむための大切な要素と考えられます。本市で取り組んでいる乳児を対象にした「ブックスタート事業」は、子どもが本に親しむきっかけづくりとして、重要な役割を担っています。また、行政が、PTA読書会や各関係団体との連携を図りながら、子どもが本の楽しさや知る機会を提供することにより、子どもの読書活動の推進につながると考えられます。

以上のことから、大網白里町子ども読書活動推進計画（第一次）から現在まで行われている家庭・地域や図書室、学校、幼稚園・保育所（園）、行政における取組の継続と連携をさらに深め、各機関や関係団体における読書に親しむ機会の充実を図ることで子どもの読書活動を推進することができると考えられます。そこで、5つの観点からなる基本方針を示すとともに、ここに大網白里市子ども読書活動推進計画（第二次）を策定することとします。



第2章 大網白里市子ども読書活動推進計画の基本方針

1 計画の趣旨

「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行後の国の動向と「千葉県子どもの読書活動推進計画（第三次）」を踏まえ、子どもを取り巻く読書環境の変化・状況などに対応しつつ、本市の子どもの読書活動を一層推進するために、平成16年度に策定した大網白里町子ども読書活動推進計画（第一次）の見直しを図ります。

2 計画の期間

大網白里市子ども読書活動推進計画（第二次）は、大網白里市第5次総合計画後期基本計画との整合性を図るため、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

3 基本方針

千葉県では、読書県「ちば」の推進を目指しています。千葉県子どもの読書活動推進計画（第三次）は、『子どもと本をつなぐ・子どもの本でつながる 読書県「ちば」の推進』を理念に掲げ、読書が好きな子どもがさらに増えることを願う具体的な計画であり、市町村が策定する「子どもの読書活動推進計画」策定の指針となる計画です。

本市においても千葉県の計画を踏まえ、以下の5点を基本方針として取り組んでまいります。

（1）家庭・地域における子どもの読書活動の推進

家庭は、子どもが初めて本と出会い、生活習慣を身に付ける大切な場所です。家庭や地域において子どもが読書に親しむ環境づくりを目指します。

ア 子どもの読書活動推進における家庭の取組

- ・子どもが自主的に読書を行うようになるための環境づくり。
- ・親子が読書活動にふれあう機会の提供（読み聞かせ）。

イ 家庭での読書活動の推進

- ・家庭での読書の重要性。

ウ 子どもの読書活動推進における地域の取組

- ・ボランティア団体の協力。

エ 「子ども読書の日」の啓発

- ・「子ども読書の日」（4月23日）及び「こどもの読書週間」（4/23～5/12）

(2) 図書室における子どもの読書活動の推進

図書室では、子どもがそれぞれの好みや発達段階に応じ読書に親しむためにも、資料の充実に努める必要があります。また、図書室に通い、読書の習慣を身に付けるための各種事業の実施に取り組みます。

ア 児童図書資料の充実

- ・児童図書資料や情報の収集整理を計画的に実施。

イ 図書室職員の資質の向上

- ・県内外の研修などへの参加。

ウ 施設の充実

- ・子ども達の読書環境の充実。

エ おはなし会の充実

- ・おはなし会の一層の充実。

オ ブックトークやアニメーションの実施

- ・ブックトークやアニメーション*の実施（子ども達の読解力を引き出す）。

※アニメーション・・・モンセラ・サルト（**Montserrat Sarto 1919-**）が開発した「遊び・ゲーム」を通して、子どもたちに読書の楽しさを知ってもらう試み。

カ ブックスタート事業の支援

- ・ブックスタート事業（健康増進課との連携）。

キ 子どもの読書活動推進のためのボランティアの育成

- ・ボランティアの育成、ボランティア登録制度を確立。

ク 「子ども読書の日」事業の実施

- ・啓発事業として絵本の読み聞かせ、展示などのイベントを実施。

ケ 子どもに対するおすすめ本リストの作成

- ・夏休みと冬休み前の「おすすめ本リスト」の作成。
- ・読書手帳*の配付。

※読書手帳・・・読んだ本の感想を手帳に記録し、読書意欲の向上につなげる。

コ 小・中学生に対する総合的な学習の時間への対応

- ・図書室と学校との連携（レファレンス*のあり方や、図書資料の充実）。

※レファレンス・・・照会、参照の意

- ・体制づくり。

サ 職場見学・体験学習の受入れ

- ・職場見学、職場体験の積極的な受入れ。

シ 映画会の実施

- ・映画会の実施（読書活動へのつながり）。

ス 子どもの読書に関する講座・講演会の実施

- ・活動の推進をするため、講座、講演会の実施。

セ 障がいのある子どもに対するサービスの工夫

- ・多様な支援を必要とする子どものための施設サービス。

ソ ティーンズサービス*の充実

- ・市内中学生へ読書アンケートの実施。
- ・おすすめ本リストの配付、サービスの周知のあり方。

※ティーンズサービス・・・10代（中高生）の世代向けサービス

タ ホームページの充実

- ・インターネット検索の利便性の向上。

（3）学校における子どもの読書活動の推進

小・中学校は、教養・価値観・感性を、生涯を通じて身に付ける重要な時期であります。教養・価値観・感性を伸ばすためにも、児童・生徒に多くの読書の機会の提供に努めます。

ア 学校図書館の機能の充実

- ・学校図書資料の充実。

イ 学校における読書活動の充実

- ・利用しやすい学校図書館の環境づくり、学級文庫の充実。
- ・各学校の実態に合わせた取り組み。

ウ 学校図書館活動の充実

- ・学校図書館の環境整備。
- ・学校図書館での読書推進活動。

エ 司書教諭などの研修の推進

- ・専門的知識や技術の習得（朝の読書活動の継続）。

オ 市の図書室との連携による読書活動の推進

- ・市の図書室司書による学校図書館の整理（連携と情報の共有化）。

カ P T A読書会との連携

- ・市の図書室司書などによる講演会や研修会の実施。

キ 読書支援ボランティアとの連携

- ・地域のボランティアによる読み聞かせや朗読、おはなし会の実施

(子どもの豊かな心と論理的な思考の育成や、コミュニケーション能力の向上)。

- ク 特別な支援を要する児童・生徒の読書活動の推進
 - ・特別な支援を要する児童・生徒に対する読書活動の推進。
- ケ 学校図書館の活動計画の作成

(4) 幼稚園・保育所(園)における子どもの読書活動の推進

幼児期は絵本や本に興味や関心が高まる時期であります。幼稚園・保育所(園)においては、幼児が絵本に親しむ環境をつくとともに、家庭や地域と連携した取り組みを進めます。

- ア 幼稚園・保育所(園) 文庫の整備
 - ・乳幼児期における読書習慣(いつでも絵本を読めるコーナーづくり)。
- イ 子どもや保護者への図書の貸し出し
 - ・絵本の貸し出し(絵本を通して家族のコミュニケーション・読書活動の推進)。
- ウ 幼稚園・保育所(園)における読書活動の充実
 - ・実態に合わせた読み聞かせの実施(読書の楽しさの習得)。
- エ 教職員及び保育士を対象とした読書活動の研修への参加
 - ・読み聞かせの研修会への参加。
- オ 保護者を対象とした読書の啓発
 - ・「園だより・クラスだより」などでの啓発。
- カ ボランティアによる支援
 - ・ボランティアとの連携・協力(幼児が読書に親しむきっかけづくり)。



(5) 行政における子どもの読書活動の推進

行政においては、子ども読書推進に向けた各種関係団体との連携強化、支援に努めるとともに、関係する施策の推進など子ども読書推進活動の環境整備に努めます。

- ア 図書室事業の充実及び学校図書館との連携協力
 - ・関係団体担当者及び学校図書館担当者などとの情報交換。
 - ・学校図書館整備。
- イ 児童福祉施設の図書の整備
 - ・児童福祉施設内の図書コーナー設置（読み聞かせの場の提供）。
- ウ ブックスタート事業の推進
 - ・乳児健診時のブックスタート事業。
- エ P T A読書会など読書関係団体の活動支援
 - ・読書関係団体の支援及び協力体制の確立。
- オ 子育て支援事業従事者における研修・啓発
 - ・図書室司書を講師とした研修会や講習会の開催（放課後子ども教室や学童保育事業などに従事している方などを対象に実施）。
- カ 子ども読書活動の実態調査
 - ・子どもの読書活動に関わる実態の調査（小・中学生へのアンケート調査）。
- キ 教職員及び指導者向け研修の推進
 - ・朝の読書活動運動の推進（教職員及び指導者向けの研修会）。
- ク 「子ども読書の日」及び「こどもの読書週間」の啓発
 - ・図書室、学校などにおいて普及啓発（広報活動など）。

第3章 基本方針の具体的な取組

1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

(1) 子どもの読書活動推進における家庭の取組

子どもが自主的に読書を行うようになるためには、乳幼児期から本を楽しむ環境づくりが必要です。

親子が触れ合う機会の提供を通じて、家庭での読み聞かせや子どもと一緒に本を読むなど、読書と出会うきっかけをつくるとともに、読書に興味や関心を持てる工夫をするなど、読み聞かせ・読書の重要性について理解の促進を図ります。

(2) 家庭での読書活動の推進

幼稚園・小学校の家庭教育学級の機会に読書に関する講座などを開催するほか、PTA読書会連絡協議会による講演会や研修会、小学校での読み聞かせの活動などを通して、家庭での読書の重要性について理解と関心を高めます。

(3) 子どもの読書活動推進における地域の取組

家庭・地域での読書活動を推進していくために、家庭と幼稚園・保育所（園）、学校とが連携を図り、ボランティア団体の協力を得て取り組んでいきます。

(4) 「子ども読書の日」の啓発

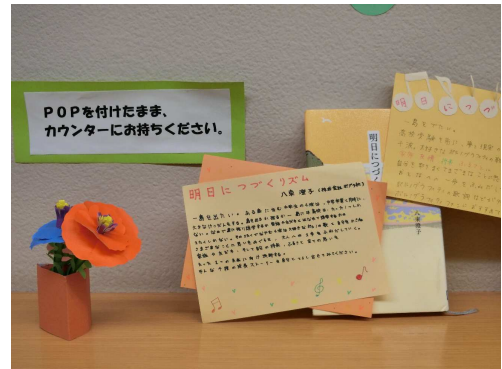
「子ども読書の日」の意義について理解を深めるために、4月23日の「子ども読書の日」及び「こどもの読書週間」（4/23～5/12）の関連事業への参加に努めていきます。

2 図書室における子どもの読書活動の推進

(1) 児童図書資料の充実

大網白里市図書室、大網白里市図書室中部分室、と大網白里市図書室白里分室がオンラインで結ばれ、市の読書活動を推進する拠点となっています。

今後もこれらの施設において、連携を密にし、子どもの読書活動の推進を図るため、乳児からおおむね18歳までの青少年を対象に、資料や情報の収集整理を計画的に行っていくとともに各分野の蔵書を増やせるよう力を注いでいきます。



(2) 図書室職員の資質の向上

子どもの読書活動を推進する上で、司書は重要な役割を果たしています。県内外の研修に参加し専門的知識や技術を習得するなど、質的向上を図ります。また、今後も自己研修を積極的に行っていきます。

(3) 施設の充実

子ども読書活動の基盤となる施設として、現在市内にある図書室（大網・中部・白里）の体制を維持し、施設の充実に努めていきます。また、子ども達が安心して読書に専念できるよう、子どもコーナーのスペースを確保し、より一層の読書環境の充実に努めていきます。

(4) おはなし会の充実

現在、図書室では週1回の「おはなし会」（大網：土曜日、中部：水曜日、白里：木曜日）と、その他年に3回、「季節のおはなし会」を実施しています。今後も、より楽しめるお話の内容とするとともに、更に子どもと本を結び付けられるよう、おはなし会の一層の充実を図っていきます。

(5) ブックトークやアニメーションの実施

テーマに沿って、様々な本を紹介するブックトークは子どもにとって新しい本との出会いとなるために有効だと言われています。また、あらかじめ読んだ本の内容についてのクイズやゲームを楽しむという読書へのアニメーションは、子ども達の読解力を高めることに効果的であると言われています。



図書室でもブックトークの実施やアニメーションへの取り組みを検討していきます。

(6) ブックスタート事業の支援

市では、絵本を介して親子の絆を深めるための事業として、平成15年8月から乳児健診でブックスタート事業を実施しています。図書室では、絵本の選書や読み聞かせなどに協力することにより、今後も各関係機関と連携を図り支援の強化に努めます。

(7) 子どもの読書活動推進のためのボランティアの育成

図書室では、ボランティアの協力を得て、おはなし会を実施しています。今後、ボランティアの育成を図るため、ボランティア登録制度を確立するなど、ボランティア活動がより良質なものになるよう努めていきます。

(8) 「子ども読書の日」事業の実施

子どもの積極的な読書活動への意欲を高めるため、4月23日の「子ども読書の日」の啓発事業として絵本の読み聞かせ・展示などのイベントを実施します。

(9) 子どもに対するおすすめ本リストの作成

図書室では、夏休みと冬休み前に「おすすめ本リスト」を作成して、市内小・中学生に配付しています。子どもがより多くの本と出会えるよう、より充実したおすすめ本リストの作成に努めていきます。また、子ども達が読書習慣を身に付けるうえで、達成感を得られるよう読書手帳の配付を行います。

(10) 小・中学生に対する総合的な学習の時間への対応

総合的な学習の時間における調べ学習に対応するためには、図書室と学校との連携がより一層重要になります。必要な情報を探し出す方法や手段などをアドバイスするといったレファレンスのあり方や、図書資料の充実を図りながら、子どもが気軽に相談できる体制を整えていきます。

(11) 職場見学・体験学習の受入れ

図書室では、市内の小・中学校で実施している職場見学・職場体験の児童・生徒を積極的に受入れ、読書の必要性・図書室の理解を高める取り組みを実施していきます。

(12) 映画会の実施

図書室では、年に4回、映画会を実施しています。映画会を通して、まだ図書室を利用したことのない子どもも、図書室や本に親しめるよう、今後も映画会を実施していきます。

(13) 子どもの読書に関する講座・講演会の実施

家庭での子どもの読書活動を推進するため、図書室では市民に対して子どもの読書に関する講座や講演会を実施していきます。

(14) 障がいのある子どもに対するサービスの工夫

多様な支援を必要とする子どものために、施設サービスの工夫に努めます。また、視覚に障がいのある子ども達のために、拡大読書器の設置を検討し、知的障がいや発達障がいのある子ども達のために、読みやすい文章と内容を示す絵記号や写真から構成されているLLブック※を積極的に収集していきます。

※LLブック・・・写真や絵、絵文字、短い言葉で構成された本

(15) ティーンズサービスの充実

2年毎に市内中学生へ読書アンケートを行い、その読書傾向や要望を把握することで、ティーンズサービスの充実に努めます。また、おすすめ本リストの配付や、ホームページなども活用し、サービスの周知を行います。

(16) ホームページの充実

図書室のホームページでは、蔵書の検索ができます。今後も、ホームページで児童書の新着案内や特集展示の案内及び行事案内を行うなど、インターネット検索の利便性向上に努めます。



3 学校における子どもの読書活動の推進

(1) 学校図書館の機能の充実

学校図書館には、児童・生徒の読書活動や読書指導の場として、学習活動を支援したり、情報の収集・選択・活用能力を育成したりするなど、豊かな心を育む機能と、調べ学習の資料提供の機能があります。また、これからの学校図書館には、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング^{*}の視点からの学び）を効果的に進める基盤としての役割も期待されています。



現在、学校図書の情報データベース化され、各学校の図書管理システムにより児童・生徒が簡単な入力で図書の貸出し・返却管理が可能になっています。今後も、学校図書館の機能を一層発揮できるように、学校図書の計画的な購入を継続していきます。

※アクティブ・ラーニング・・・学習方法の1つ

(2) 学校における読書活動の充実

学校図書館は、各教科や総合的な学習などで読書活動・横断的な調べ学習など多様な目的で活用されています。また、平成9年度から各小・中学校で実施をはじめた朝の読書活動は、市全体で習慣化され定着しています。

これらの学習活動をさらに充実させるために、利用しやすい学校図書館の環境づくり、学級文庫の充実など、各学校の実態に合わせて、児童・生徒の興味・関心を高められるように努めていきます。

(3) 学校図書館活動の充実

児童・生徒が利用しやすい静かな学校図書館を目指します。おすすめ本リストやポップの作成を行い、学校図書館を通して読書推進活動を図っていきます。また、各学級への学級文庫の配置や、空きスペースを活用した図書コーナーを設置するなどの工夫をしていきます。

(4) 司書教諭などの研修の推進

千葉県教育委員会で研修を計画的に進めています。今後は県内の図書館や市の図書室との交流を図り、研修を行うことで、専門的知識・技術を習得するとともに教職員間の意識高揚に努め、朝の読書活動の継続を図っていきます。

(5) 市の図書室との連携による読書活動の推進

学校図書館及び図書室の利用をさらに推進するために、市の図書室司書が学校図書館に出向いて、本を整理したり、各小・中学校の図書館活動などで作成した資料（おすすめ本リストやポップなど）を市の図書室に掲示したりするなど相互の連携を図り、児童・生徒が気軽に利用できる学校図書館及び図書室の運営を目指します。また、朝の読書担当者会議に、市の図書室職員が出席するなど連携と情報の共有化に努めます。

(6) P T A読書会との連携

学校図書館の運営にあたっては、校長のリーダーシップのもと、司書教諭や図書担当教諭とP T A読書会が連携・協力して、学校図書館の機能の充実を継続して図っていきます。

このため、各学校のP T A読書会で構成するP T A読書会連絡協議会において、講演会や研修会を行い、会員相互の交流の促進と資質の向上に努めていきます。

(7) 読書支援ボランティアとの連携

小学校では、地域のボランティアによる読み聞かせや朗読、おはなし会などの活動を実施しております。

今後も、学校行事や1000か所ミニ集会などをおして、地域ボランティアによる本の読み聞かせを推進していきます。子どもの豊かな心と論理的な思考の育成や、コミュニケーション能力の向上に努めます。

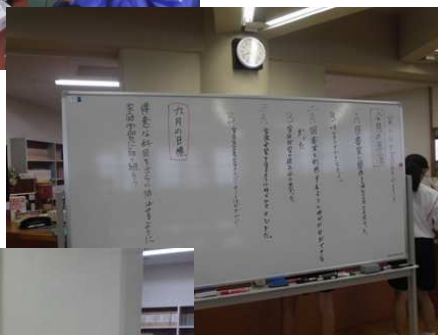
(8) 特別な支援を要する児童・生徒の読書活動の推進

特別な支援を要する児童・生徒は、個々のニーズが異なり一人ひとりに応じた読書活動の推進が求められます。音声ソフトを活用した本の朗読やリーディングトラッカー※を活用した読書の推進に努めます。

※リーディングトラッカー・・・両隣の行の文字を隠して読み進める読書補助具

(9) 学校図書館の活動計画の作成

学校図書館活動計画の作成を進め、読書活動の推進に努めます。



4 幼稚園・保育所（園）における子どもの読書活動の推進

（１） 幼稚園・保育所（園）文庫の整備



乳幼児期において将来の読書習慣、図書室の利用を習慣づけるため、年齢、発達に見合った絵本を選び、興味や関心を継続して高めていきます。

良質な絵本や紙芝居を備えた幼稚園・保育所（園）文庫を整備し、乳幼児たちが絵本を選んだり、取り出したりしやすい本箱設置や環境の充実に努め、乳幼児が身近に絵本に親しめるようにしていきます。また、絵本の部屋を利用しやすい環境に整えることや、いつでも絵本を読めるようなコーナーづくりをしていきます。

（２） 子どもや保護者への図書の貸し出し

絵本の貸し出しは、家庭でも親子で一緒に絵本を楽しむ機会の提供につながり、読み聞かせ時間が豊かになり、絵本を通じて家族のコミュニケーションが深まります。

絵本の貸し出しを通じて、大人や保護者に対して読み聞かせの大切さや意義を広く普及させていく取り組みを行っていきます。

（３） 幼稚園・保育所（園）における読書活動の充実

日々の保育の中で読み聞かせは定着しつつあるので、今後も各所（園）の実態に合わせた読み聞かせを実施していきます。

また、幼児の年齢、発達の段階に見合った絵本や物語を様々なジャンルから選び、幼児が読書の楽しさを知ることができるよう読み聞かせを継続していきます。



(4) 教職員及び保育士を対象とした読書活動の研修への参加

教職員や保育士を対象とした、読み聞かせの研修会などへの参加に努めていきます。

(5) 保護者を対象とした読書の啓発

保護者に読み聞かせなどの意義やその大切さを啓発するために、保護者による読み聞かせの実施や、「園だより・クラスだより」などで読書の習慣づけの大切さを広く伝えていきます。

(6) ボランティアによる支援

ボランティア団体の読み聞かせや、おはなし会の活動は、幼児が読書に親しむきっかけづくりや読み聞かせの機会の提供につながります。今後も各所（園）とボランティアとの連携・協力を努めていきます。



5 行政における子どもの読書活動の推進

(1) 図書室事業の充実及び学校図書館との連携協力

市図書室は公共読書施設として、市内関係団体、学校などとの連携を図るため、関係団体担当者及び学校図書館担当者などとの情報交換や、学校図書館運営のためのアドバイスなど、子どもの読書活動について支援を行います。

(2) 児童福祉施設の図書整備

児童福祉施設内の図書コーナー設置に努め、子ども向けの本の閲覧や、親子の読み聞かせの場を提供することを進めていきます。

(3) ブックスタート事業の推進

乳児健診時に、保健推進員が絵本の読み聞かせや絵本の贈呈を行っているブックスタート事業を継続して取り組んでいきます。

(4) PTA読書会など読書関係団体の活動支援

子ども読書活動の推進には、読書関係団体の活動を支援し、協力体制を確立することが重要です。読書関係団体を育成し、活動の場や情報発信の提供に努めていきます。

(5) 子育て支援事業従事者における研修・啓発

子育て支援事業関係課は、放課後子ども教室や学童保育事業などに従事している者を対象とした研修会で、子どもの読書について具体的に学ぶ機会の提供を図ります。

また、図書室司書を講師とした研修会や講習会を開催して、読み聞かせや読書の大切さについて啓発していきます。

(6) 子ども読書活動の実態調査

子どもの読書活動に関わる実態を調査するために、各小・中学生を対象に、アンケート調査を継続して実施していきます。

(7) 教職員及び指導者向け研修の推進

朝の読書活動を推進していくために、定期的に教職員及び指導者向けの研修会を継続して開催していきます。

(8) 「子ども読書の日」及び「こどもの読書週間」の啓発

4月23日の「子ども読書の日」並びに4月23日から5月12日までの「こどもの読書週間」の意義についての理解を深めるとともに、図書室、学校などにおいて普及啓発のための広報活動や情報提供を行っていきます。

